

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称		特定収入に係る消費税制上の所要の措置 (国1)(消費税:外)
			【新設・延長・拡充】
2	要望の内容		消費税の仕入税額控除の特例について、特定非営利活動法人の課税仕入れに係る税額の計算上、不課税仕入れ額に相当する特定収入を調整計算の対象に含めないとすることで、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正する。
3	担当部局		政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（市民活動促進担当）
4	評価実施時期		平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		—
6	適用又は延長期間		恒久化
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>共助によって支え合う社会の実現のためには、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展が必要であるが、特定非営利活動法人は財政基盤に不安を抱えている法人も多く、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済財政運営と改革の基本方針について（平成25年6月14日 閣議決定） 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 <ul style="list-style-type: none"> <li>4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし (1) 特色を活かした地域づくり (都市再生・まちづくり、地域活性化等) 地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を、人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する。</li> </ul> </li> <li>・特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号） (目的) 第1条 「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。」</li> </ul>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p><b>【政策】</b></p> <p>5. 経済財政政策の推進</p> <p><b>【施策】</b></p> <p>⑧市民活動の促進</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行制度における、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正することで、特定非営利活動法人の活動環境が整備される。</li> </ul> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動法人 47,771 法人（平成 25 年 5 月末現在）数の増加。</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動法人の活動基盤が整備されることで、特定非営利活動が活発化する。</li> </ul>
8	有効性等	① 適用数等	特定非営利活動法人 47,771 法人（平成 25 年 5 月末現在）
		② 減収額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別法人が行う消費税の仕入控除額の把握は難しく、現時点では本租税特別措置による影響額を把握することは困難</li> </ul>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点（平成 25 年 5 月末）において、約 48,000 の特定非営利活動法人が誕生しており、東日本大震災における復興支援活動をはじめとする特定非営利活動を活発に実施している。これらの法人が、重要な活動原資である寄附を受け入れる際の不合理な負担が軽減されることで、特定非営利活動が活発化することが見込まれる。</li> </ul> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年 4 月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行制度における、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担が是正される。</li> </ul> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年 4 月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕入控除税額金額の計算上、特定収入に係る調整のために消費税額が増え、本来は公益法人等が負担する必要のない消費税を負担する状態が継続する。</li> <li>・寄附・助成活動の活発化をはじめとした不課税取引の増加や、税率の上昇により、当該不合理の影響が大きくなっていく。</li> </ul> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26 年 4 月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行制度から生ずる不合理は、影響金額が小さいと想定されてきたことを踏まえ、課税計算の便宜上、本来負担する必要のない消費税を特定非営利活動法人に負担させているものと考えられる。寄附・助成活動の活発化をはじめとした不課税取引の増加及び税率の上昇を見込むと、当該不合理の影響が大きくなりつつある状況であり、是正を行うことが必要である。</li> </ul>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金支出などの不課税仕入れに充てられる特定収入であっても、特定収入が増えるほど仕入控除税額からの控除額が多くなり、納付税額が増加するのは、明らかに不合理である。</li> </ul>

		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定収入に係る仕入税額控除の特例についての所要の措置は、消費税法上の規定の改正要望であるため、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。</li> </ul>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該要望は、消費税（国税）に係るものである。</li> </ul>
10	有識者の見解	－
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	－